

**4月から業務時間外の窓口業務の開設日等が変わります**

現在町では、通常業務時間内に窓口での手続きができない方のために、窓口業務の一部を業務時間外にも拡大して実施しています。

しかし、昨今の厳しい財政状況や限られた職員数の中で、より効率的に力を発揮できる組織とするため、事務事業の見直しを進めています。

このたびは業務時間外の窓口業務について、利用者数や費用対効果等から総合的に検証し、開設日等を見直すこととしました。4月から次のとおり開設日等を変更しますので、来庁の際にはご注意ください。町民の皆さんにはご不便をお掛けしますがご理解とご協力をお願いします。なお、4月以降の窓口業務に

**地域の防犯は家庭から一門一灯にご協力を！**

犯罪者は見られることを嫌います。暗がりを少なくすることで、夜間の犯罪を減らすことができます。帰宅後できるだけ長く門灯や玄関灯を点灯し、地域の防犯活動にご協力ください。

ソーラー式ライトや動きを感知して点灯するセンサーライトを設置すると経済的に、防犯効果を高められます。

隣近所で一門一灯運動を展開し、相乗効果で犯罪者を寄せつけない、安全で安心なまちづくりを推進しましょう。



問 町民課 ☎内線237

**【4月以降の窓口業務について】**

	開設日・場所	見直し内容
本庁舎の窓口延長	火曜日	引き続き、窓口延長を実施します
	木曜日	3月30日(木)をもって終了となります
土曜日の窓口開庁	本庁舎	引き続き、窓口開庁を実施します
	国府支所	3月25日(土)をもって終了となります
駅前申請箱	—	3月31日(金)をもって終了となります

おける取扱業務や開設日等の詳細は、広報4月号で改めてお知らせします。

問 政策課 ☎内線229 町民課 ☎内線271

**平成29年度の国民健康保険税率・税額が変わります**

町の国民健康保険の財政状況は、年々減少している被保険者数に対して、一人あたり医療費が上昇傾向にあります。国民健康保険を現在の税率・税額で運営するには、とても厳しい状況となっています。

今後も国民健康保険財政を維持していくために、国民健康保険条例を改正しました。

また、平成30年度からの国民健康保険の広域化により、運営主体が都道府県単位となります。すでに県内の多数の市町村が資産割を廃止していることから、町では、平成29年度4月からの改正で、税率・税額の改正とともに、今まで医療分に賦課されていた資産割を廃止します(下表)。

国民健康保険に加入されている皆さんには、ご負担をお掛けしますが、国民健康保険の安定した医療給付と健全な事業運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

問 町民課 ☎内線268



**改正後の国民健康保険税の税率・税額比較表**

	医療分				後期高齢者支援金分		介護納付金分		合計 上段 0歳～39歳、65歳～74歳 下段 40歳～64歳 (介護納付金分対象者)			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	資産割	均等割	平等割
平成28年度 (現行税率)	5.60%	10.00%	20,400円	25,000円	2.20%	9,900円	1.80%	10,000円	7.80%	10.00%	30,300円	25,000円
									9.60%		40,300円	
平成29年度 (改正税率)	5.70%	—	22,000円	27,000円	2.50%	11,000円	2.10%	11,500円	8.20%	—	33,000円	27,000円
									10.30%		44,500円	
増減	0.10ポイント	▲10.00ポイント	1,600円	2,000円	0.30ポイント	1,100円	0.30ポイント	1,500円	0.40ポイント	▲10.00ポイント	2,700円	2,000円
									0.70ポイント		4,200円	

\*医療分とは、国民健康保険被保険者の医療給付費などに充てられるものであり、すべての被保険者が対象となります。  
 \*後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度の医療給付費を支援するためのものであり、すべての被保険者が対象となります。  
 \*介護納付金分とは、40歳～64歳の加入者にご負担いただく介護保険料のことでです。